

一般社団法人 日本災害看護学会 研究倫理審査細則

（目的）

第1条 一般社団法人日本災害看護学会研究倫理審査規程第6条第3項に基づき研究倫理審査の申請に必要な事項を定める。

（申請方法）

第2条 研究倫理審査の申請を行おうとする者（以下、「申請者」という。）は、次の必要書類を災害看護倫理審査会宛に提出する。

- 一 研究倫理審査申請書（様式1）
- 二 審査依頼書（様式A）
- 三 研究倫理チェックリスト（様式B）
- 四 研究計画書（任意様式）
- 五 その他研究に関わる書類

2 前項の必要書類は、申請書類は、原本1部、コピー7部を本学会事務所へ「簡易書留」もしくは「レターパックプラス」により郵送で提出する。

（研究計画書の記載事項）

第3条 前条第1項第四号の研究計画書には、次の内容を含める。

- 一 研究の背景
- 二 研究目的
- 三 研究方法
- 四 倫理的配慮
- 五 引用文献

（その他の書類）

第4条 第2条第1項第五号のその他研究に関わる書類には、次のものが該当する。申請者は、研究計画の内容により必要となる書類を提出する。

- 一 組織・機関等への研究協力依頼文書
- 二 組織・機関等への研究協力依頼文書
- 三 組織・機関等からの研究協力承諾書
- 四 研究対象者への研究協力依頼文書
- 五 研究対象者からの研究協力同意書
- 六 研究対象者からの研究協力同意撤回書
- 七 データ収集に使用する質問紙やインタビューガイド
- 八 介入に使用する資料や説明文書
- 九 業者に委託する際の個人情報の漏洩防止に関する契約書等
- 一〇 その他研究遂行上の倫理的配慮に関係する書類

(変更申請)

第5条 申請者は、承認された研究計画に変更が生じ改めて審査を申請する場合には、第2条第1項の必要書類に加え、変更箇所を明示した対照表（任意様式）を提出する。

2 提出先および提出方法は第2条条第2項に準ずる。

(提出後の申請書類の扱い)

第6条 申請者が研究倫理審査の申請のため、本学会事務所へ提出した書類は、審査終了後、原本1部を本学会事務所で保存し、コピー7部は学会事務所が完全に破棄する。申請者が審査申請を取り下げ、審査が終了しなかった場合など、いかなる理由を問わず、一度提出された申請書類については返還しない。

附則

この細則は、令和5年6月10日から施行する。